

平成26年10月20日

第64回 神戸市個人情報保護審議会

国民健康保険の診療報酬（調剤報酬）明細書の情報を用いたジェネリック医薬品差額通知等の作成等に係る処理の追加について

（保健福祉局）

神保健健第 1772 号
平成 26 年 10 月 20 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

特定健診受診者情報等の提供について

〔 条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して 〕

担当：保健福祉局健康部健康づくり支援課

特定健診受診者情報等の提供について

〔 条例第9条「利用及び提供の制限」に関して 〕

【特定健診受診者情報】

- ・ 保険者番号
- ・ 被保険者証番号
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 被保険者名（カナ、漢字）
- ・ 通称名（カナ、漢字）
- ・ 郵便番号
- ・ 電話番号
- ・ 行政区コード
- ・ データ管理番号

【特定健診結果情報】

- ・ 健診機関コード
- ・ 実施区分
- ・ 実施年月日
- ・ 保険者番号
- ・ 被保険者証番号
- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 郵便番号
- ・ 受診券整理番号
- ・ 健診結果（身長、体重、腹囲、血圧等）
- ・ 問診結果（服薬状況、既往歴、食習慣、飲酒量等）
- ・ メタボリックシンドローム判定
- ・ 保健指導レベル（階層化）
- ・ 医師の判定
- ・ 医師の氏名
- ・ データ管理番号

神保高国第2733号
平成26年10月20日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

国民健康保険の診療報酬（調剤報酬）明細書の情報を用いたジェネリック医薬品差額通知等の作成等にかかる処理の追加について

〔 条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して 〕

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

国民健康保険の診療報酬（調剤報酬）明細書の情報を用いたジェネリック医薬品差額通知等の作成等にかかる処理の追加について

〔 条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して 〕

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

【特定健診受診者情報】

- ・ 保険者番号
- ・ 被保険者証番号
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 被保険者名（カナ、漢字）
- ・ 通称名（カナ、漢字）
- ・ 郵便番号
- ・ 電話番号
- ・ 行政区コード
- ・ データ管理番号

【特定健診結果情報】

- ・ 健診機関コード
- ・ 実施区分
- ・ 実施年月日
- ・ 保険者番号
- ・ 被保険者証番号
- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 郵便番号
- ・ 受診券整理番号
- ◎ 健診結果（身長、体重、腹囲、血圧等）
- ◎ 問診結果（服薬状況、既往歴、食習慣、飲酒量等）
- ◎ メタボリックシンドローム判定
- ◎ 保健指導レベル（階層化）
- ◎ 医師の判定
 - ・ 医師の氏名
 - ・ データ管理番号

国民健康保険の診療報酬（調剤報酬）明細書の情報を用いたジェネリック 医薬品差額通知等の作成等にかかる処理の追加について

1. 趣旨

本市国民健康保険は、高齢化率が高く、一人当たり医療費も全国平均より高くなっていることから、被保険者の健康増進による、医療費の適正化の推進が求められている。

そのため、従来より特定健診・特定保健指導、重複多受診者に対する訪問指導等のほか、医療機関等から神戸市に対する医療費の請求書である診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の内容点検等の保険給付の適正化のための取組みを行っている。さらに、昨年度より、レセプトのデータを機械的に処理することにより、ジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知書の作成、レセプトの内容点検対象の自動抽出、被保険者の健康保持に必要な保健事業を行うための医療費分析の3つの事業を開始した。

このうち、より詳細な医療費分析を行うことによって、保健事業の充実を図り、被保険者の健康保持・増進を通じた医療費の適正化を行うため、レセプトデータに加え、新たに提供を受ける特定健診データをあわせて処理の対象とする。

2. 事業内容（特定健診データを使用する事業）

レセプトデータと特定健診データを機械的に突合処理することにより、下記の分析を行い、その結果に基づいた事業を行う。

①慢性腎臓病（CKD）対策事業

腎機能の低下した者は、心筋梗塞や脳卒中等を引き起こしやすく、また、人工透析に至るリスクを保有している。腎機能の低下や人工透析の予防を目的として、特定健診受診結果のデータに基づき、医療機関未受診に対する受診勧奨を現在行っている。特定健診データを取り込むことにより、受診勧奨者の抽出を容易に行えるため、事務の効率化が図られる。

②糖尿病性腎症の重症化予防対策について

重症化することで人工透析に至り、結果的に医療費が高額化する糖尿病性腎症の重症化予防対策を行う。医療機関の治療を中断している者をレセプトデータから抽出し、訪問等による受診勧奨を行い、適切な医学的管理下に置くことを目的とする。当分の間、指導対象者は治療中断者のみを想定しているため、レセプトデータのみから抽出可能ではあるが、健診データの分析を併せて行うことにより、レセプトデータにはない検査数値等を確認することで、腎症に至るまでの健康状況の傾向や、腎症の重症化度合

により分けられる病期の判別について、より正確な分析を行うことが可能となり、今後の指導対象者の効率的な選定ができるようになる。

③特定健診結果と医療機関受診状況の分析

特定健診データを、事業開始年度である平成 20 年度分から取込み、レセプトデータと併せて分析することにより、本市における健康課題の把握を行う。レセプトデータが持つ傷病名や診療内容、処方薬等の情報と、身長・体重・血圧をはじめとする基礎的なデータや、ヘモグロビン A1c(HbA1c) やコレステロール値といった、健康状態のデータを持つ特定健診データとを突合処理することで、指導対象者へより効果的な保健事業を行うために有意義な分析が可能となる。

3. 効果

- (1) 健康状態の情報を持つ特定健診データをレセプトデータとあわせて処理することにより、本市における健康課題をより詳細に把握でき、それに基づく効果的な保健事業を実施することにより、被保険者の健康増進に資する。
- (2) 特定健診データを使用した慢性腎臓病（CKD）対策事業等の保健事業において、システム処理が可能になることから、事務の効率化により、より多くの保健指導対象者の把握が可能となる。

4. 実施計画

平成 26 年 1 2 月	委託事業者決定（総合評価一般競争入札）
平成 27 年 1 月～	医療費分析等のデータ処理実施 慢性腎臓病（CKD）対策への処理結果の活用 国保保健事業実施計画の策定
平成 27 年度～	糖尿病性腎症重症化予防対策の実施

5. 処理件数等

レセプト件数 約 570 万件／年（電子請求分）

〔	内訳	医科	約 330 万件／年	〕
		調剤	約 200 万件／年	
		歯科	約 40 万件／年	

神戸市国民健康保険被保険者数 約 39 万人

特定健診受診者数 約 8 万人／年

6. 個人情報の保護

本件に関し、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

また、本業務の外部委託については、委託事業者との委託契約において、委託契約約款により個人情報を厳格に管理する。

(1) システム上の保護

- ① 専用端末を設置し、端末機の操作に当たってはユーザーIDによる認証、パスワードの設定を行い、端末操作が可能な職員を限定する。
- ② 個人情報にかかるデータについては、サーバで厳重に一括管理し、当該データの提供時を除き、外部記録媒体に保存できないシステムとする。
- ③ 提供された処理データは、操作権限のある職員に限定したパスワードによる利用承認が必要なサーバのハードディスク内に、さらにパスワードによるセキュリティを施して保存する。
- ④ 端末機とサーバは専用通信回線により接続し、外部からの不正アクセスを受けることを防止するとともに、コンピュータウィルスからの感染を防止する（外部ネットワークとは接続しない）。

(2) 運用上の保護

- ① サーバは施錠可能な収納ラック等で管理するとともに、端末機はロック付の盗難防止ケーブルで机等に固定する盗難防止措置を施し、厳重に管理する。
- ② 電子データを記録した電子記録媒体にはパスワードを設定したうえで提供及び受領する。
- ③ パスワードは定期的に変更する。
- ④ 電子データを記録した電子記録媒体、紙媒体のリストの提供及び受領に当たっては、受払簿により経緯を記録し、確認できるようにする。また、電子記録媒体の授受は独自の輸送システムや輸送機材を用いた高度なセキュリティ体制の輸送サービスを利用する等、個人情報の取扱いに万全を期す。
- ⑤ 電子記録媒体は施錠可能な金庫等に保管し、保有する必要がなくなれば、データを速やかに消去し、データ記録媒体は記録の内容が復元できない状態にする。また、保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- ⑥ データの取扱いは、関係職員のみ限定する。
- ⑦ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。